

令和元年11月6日
九州産業保安監督部

「墜落」による災害に対し嚴重注意を行いました

九州産業保安監督部は、五島鉱山の鉱業権者（株式会社五島鉱山（法人番号5120001063921））に対し、「墜落」による災害における鉱山保安法違反に関し、令和元年11月6日に嚴重注意を行いました。

1. 概要

(1)経緯

令和元年8月26日に長崎県五島市に所在する五島鉱山（鉱種：ろう石 鉱業権者：株式会社五島鉱山）において、選鉱場の一部の撤去作業中、鉱山労働者が4～5mの高さから墜落罹災する災害が発生しました。

このため、九州産業保安監督部は、令和元年8月27日～29日に同鉱山に対して立入検査を実施しました。

なお、鉱業権者である株式会社五島鉱山からは、令和元年9月18日付けで本災害に係る災害原因及び再発防止対策について、当部へ報告がなされました。

(2)注意の内容

立入検査の結果、次のとおり不適切な事実を確認しました。

鉱業権者は、鉱業上使用する機械、器具及び工作物の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知しなければならないにもかかわらず、その手順を定めておらず鉱山保安法違反が認められた。

2. 当部の対応

当部は、令和元年11月6日に鉱業権者である株式会社五島鉱山に対し、鉱山保安法令を遵守し、再発防止対策の徹底等鉱山の保安確保のために万全の措置を講ずるよう嚴重注意しました。

また、当部は、提出された再発防止対策が適正であることを確認しており、今後、本対策の実施状況を立入検査において確認することとしています。

(お問い合わせ先)

九州産業保安監督部 鉱山保安課長：杉本克夫

担当者：竹熊

電話：092-482-5931